

凍結精子保存延長について

1. 延長保存期間は一年間です。(その後も一年毎に延長が可能です)
2. 保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない、または連絡がつかない場合には廃棄処分させていただきますのでご了承ください。
3. 自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。
4. 費用は一年間の延長保存で 10,000 円 (税込) となります。
(お振り込みの場合、手数料は患者様のご負担でお願いいたします。)
5. 保存の延長を希望しない場合は同封の凍結精子廃棄処分同意書にご署名のうえご返送ください。
6. 住所等、連絡先を変更された場合には早急にご連絡ください。

振込先

ちゅうごくぎんこう 中国 銀行	にわせしてん 庭瀬支店	(普)	1 3 3 8 5 5 1
いりょうほうじん 医療 法人	ほうしょうかい 宝生会	りじちょう 理事長	なごし かずすけ 名越 一介

お支払い方法が銀行振込の場合、領収書は発行されません。金融機関が発行する振込証明書が会計法規上正式な領収書となります。当院発行の領収書が必要な方は、切手貼付・宛先記入済の封筒を同封してください。

キリトリ
△

凍結精子保存延長 (一年間) 申込書

凍結精子保存期間の一年間延長 (10,000 円) を希望します。

ご入金予定 持参 月 日頃 ※前日までに必ず、お電話にて連絡をお願いします。
 中国銀行に振り込み (月 日頃予定)

住所：〒

住所変更あり

電話番号：

(西暦)

年 月 日

夫氏名 (自署)

振込名義人は必ず
ご夫婦どちらかの
氏名でお願いいたします。